



## 第54回 定時株主総会招集ご通知

議決権行使につきましては、  
スマートフォン、インターネット  
または郵送による事前行使も  
ご利用いただけます。

日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時
場 所	東京都中央区日本橋室町四丁目1番6号 CIVI研修センター日本橋 5階会議室
決議事項	議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

目 次	
株主総会招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	6
事業報告 .....	11
計算書類 .....	25
監査報告 .....	31

セントラルスポーツ株式会社  
証券コード 4801

証券コード 4801  
(発送日) 2024年6月6日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号  
セントラルスポーツ株式会社  
代表取締役社長 後 藤 聖 治  
執行役員

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://company.central.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「IRリリース」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4801/teiji>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「セントラルスポーツ」又は「コード」に当社証券コード「4801」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後6時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町四丁目1番6号  
CIVI研修センター日本橋 5階会議室
3. 目的事項  
報告事項 1. 第54期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第54期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査

人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、上記と同様、当社ウェブサイト (<https://company.central.co.jp>) にてお知らせいたします。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。
- ◎お土産は、特段ご用意させていただいておりませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎円滑、効率的な議事進行に努め、また、報告事項等の詳細な説明を省略することにより、所要時間が短くなる場合がございますので、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### スマートフォン、インターネットで 議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)  
午後6時20分入力完了分まで

### 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)  
午後6時20分到着分まで

### 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日(木曜日)  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- | 議 案                 |   |
|---------------------|---|
| ● 全員賛成の場合           | >> 「賛」の欄に○印                               |
| ● 全員反対する場合          | >> 「否」の欄に○印                               |
| ● 一部の候補者を<br>反対する場合 | >> 「賛」の欄に○印をし、<br>反対する候補者の番号を<br>ご記入ください。 |

※議決権行使書用紙はイメージです。

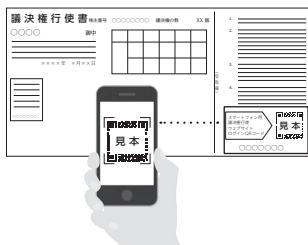
議決権行使書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

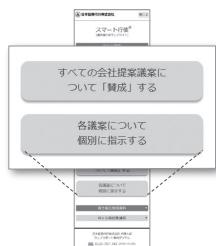
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル  
【電話】 0120 (707) 743  
受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

## 株主総会参考書類

**議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ごとうただはる氏 後藤忠治 (1941年12月4日生)	1969年12月 セントラルスポーツクラブ創業 1970年5月 株式会社セントラルスポーツクラブ (現：セントラルスポーツ株式会社) 設立 1970年5月 当社取締役 1976年5月 当社代表取締役副社長 1977年5月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社代表取締役社長	598,795株
		(取締役候補者とした理由) 後藤忠治氏は当社創業以来、当社の要職を歴任し、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	ご とう せい じ 後 藤 聖 治 (1969年8月28日生)	<p>1995年4月 三菱商事株式会社入社  1998年4月 当社入社  1999年5月 当社社長室長  1999年6月 当社取締役  2001年3月 当社経営企画室長  2003年6月 当社常務取締役  2005年7月 当社営業本部副本部長  2007年6月 当社専務取締役  当社営業本部長  2011年10月 当社代表取締役副社長  2014年4月 当社代表取締役社長（現 代表取締役社長 執行役員）（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)  セントラルトラスト株式会社取締役  Central Sports U.S.A.,Inc.代表取締役社長  Meridian Central,Inc.取締役  Wellbridge Central,Inc.取締役  株式会社セントラルスポーツプラザ代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とした理由)  後藤聖治氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の営業部門を中心に豊富な経験、高い見識と強い変革力を有していることから、これらの経験と見識および同氏のリーダーシップが当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	573,100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	まつだゆうじ 松田友治 (1962年4月11日生)	1983年11月 当社入社 2006年4月 当社人事部長 2012年4月 当社執行役員 当社経営企画室長 2015年6月 当社取締役 2019年4月 当社健康サポート部担当(現任) 2019年5月 当社常務取締役(現 取締役 常務執行役員) (現任) 2022年4月 当社レジャー事業部(現:アドベンチャーツーリ ズム事業部)担当(現任)  (取締役候補者とした理由) 松田友治氏は当社の経理・人事・経営企画部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの幅広い経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値を向上させていくために不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	4,500株
4	きもとたけす 木本匡 (1955年1月14日生)	1979年3月 当社入社 2000年4月 当社東日本第二営業部長 2002年11月 当社執行役員 2006年4月 当社第四営業部長 2009年4月 当社第一営業部長 2012年4月 当社アカデミー部長 2015年5月 当社アカデミー部担当兼研究所担当 2015年6月 当社取締役(現 取締役 執行役員)(現任) 2017年4月 当社営業本部副本部長 2019年4月 当社営業部・営業企画部担当(現任)・レジャー 事業部担当 2020年11月 当社アカデミー部長 2022年4月 当社アカデミー部担当(現任)  (取締役候補者とした理由) 木本匡氏は当社の営業・アカデミー部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの幅広い経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値を向上させていくために不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	11,000株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	つる た かず ひこ 鶴 田 一 彦 (1959年7月23日生)	<p>2003年 6 月 当社入社  2006年 6 月 当社執行役員  2012年 4 月 当社マーケティング部長  2019年 4 月 当社新規事業開発部長兼店舗開発部長  (現：新規開発部)  2019年 6 月 当社取締役(現 取締役 執行役員) (現任)  2024年 4 月 当社新規開発部担当(現任)  (重要な兼職の状況)  浜松ブルーウェーブ株式会社代表取締役  株式会社セントラルスポーツプラザ取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由)  鶴田一彦氏は当社の店舗開発部門をはじめマーケティング・新規事業開発等の豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの幅広い経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行し、企業価値を向上させていくために不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	3,500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 株式会社明治スポーツプラザは、2024年4月1日付で株式会社セントラルスポーツプラザに商号を変更しております。
4. 浜松ブルーウェーブ株式会社は、2023年12月13日付で設立された特別目的会社です。

(ご参考) 取締役会の構成 (2024年6月27日以降の予定)

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験を持った人材にて構成するものとします。

そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

なお、以下の取締役の構成は、本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

氏名	現在の当社における地位	企業経営	コーポレート・ガバナンス	財務・会計	法務・リスク管理	人事・人材開発	営業・マーケティング	研究・新規事業
後藤 忠治	代表取締役会長	●	●		●	●		
後藤 聖治	代表取締役社長 執行役員	●	●				●	●
松田 友治	取締役 常務執行役員		●	●		●	●	
木本 匡	取締役 執行役員		●			●	●	●
鶴田 一彦	取締役 執行役員		●		●		●	●
◇ 以下は、監査等委員である取締役であり、本総会における取締役選任議案の候補者ではございません。								
河本 勝	取締役 監査等委員・常勤		●	●	●	●		
岩崎 厚宏	社外取締役 監査等委員	●	●	●	●			
原田 睦巳	社外取締役 監査等委員		●		●	●		●

※各人に特に期待する項目を4つまで記載しております。

上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

# 事業報告

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、不安定な国際情勢の長期化や海外経済の減速など不確実性が高まる一方、新型コロナウイルス感染症の分類移行に伴う社会経済活動の正常化が進み、緩やかに経済回復基調となりました。個人消費については、雇用や所得は回復基調にあるものの、エネルギーや原材料価格の高騰による物価上昇により、実質賃金の低下や消費の持ち直しの動きに足踏みが見られ、緩やかな回復にとどまりました。

当フィットネス業界におきましては、対面によるサービスの正常化や個人消費が増加したことに伴い健康やスポーツへの取り組みも増えており、様々なサービス提供も広がりを見せ、全体として回復基調となりました。

このような環境の中、当社グループは経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』のもと、「現在価値の最大化による顧客満足度の向上」を目標とし、接客力・指導力の再強化に注力するとともに、安心・安全で快適な環境を提供できるよう努めてまいりました。

当連結会計年度は、直営店2店舗と業務受託店4店舗の合計6店舗を出店、直営店3店舗と業務受託店1店舗の合計4店舗の営業を終了しました。

#### ◆新規出店・新規業務受託店

- 4月 東京アクアティクスセンター（東京都江東区）再開業 ※
- 4月 D I S市谷スポーツクラブ（東京都新宿区）再開業 ※
- 4月 尼崎スポーツの森（兵庫県尼崎市）※
- 4月 札幌国際交流館（北海道札幌市白石区）※
- 9月 セントラルスポーツジム24Premium新浦安（千葉県浦安市）
- 10月 セントラルウェルネスクラブ24久喜（埼玉県久喜市）

#### ◆営業終了店・業務受託終了店

- 5月 セントラルフィットネスクラブ郡山（福島県郡山市）
- 7月 セントラルスポーツ ヨガピス渡辺通り（福岡県福岡市中央区）
- 8月 セントラルスポーツジム&ラン東京丸の内店（東京都千代田区）
- 3月 相模原市立健康文化センター（神奈川県相模原市南区）※

※は業務受託店

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、直営181店舗、業務受託60店舗、合計241店舗となりました（3月末終了の1店舗は店舗数に含む）。

当連結会計年度は、マシンをはじめとした設備や施設の環境整備、リニューアル工事等を進めるとともに、フィットネス会員継続や入会促進、子ども向け短期教室や体験会実施強化を推進しました。同時に効率化運営、節電対策の強化、オンライン事業の拡充等を行いました。また、子ども向け野外体験スクールであるサマーキャンプ、スノーキャンプを再開し、多くの子ども達にご参加いただきました。学校教育関連事業については昨年度発足した「学校・地域システム連携事業推進チーム」の活動を強化し、教育事業者へのサポート支援を積極的に進めました。その結果、学校水泳授業をはじめ体育授業や講師派遣等、全国50を超える自治体において200校以上の小・中学校より業務を受託しました。

その他、SDGsへの取り組みの一環で水難事故防止や災害時への備えとして、全国の小学校等での無料着衣水泳教室（実技講習・机上講習）を継続して実施しております。

所属アスリートの活動では、競泳・体操・飛込の3競技で日本代表選手を輩出いたしました。9月に開催された日本選手権水泳競技大会 飛込競技で金戸快選手が男子高飛込、金戸凜選手が女子高飛込でそれぞれ金メダルを獲得し、世界選手権に出場いたしました。10月に開催された第52回世界体操競技選手権大会では、萱和磨選手、千葉健太選手、三輪哲平選手が男子団体総合で8年ぶりとなる金メダルを獲得し、畠田千愛選手は女子団体総合で8位となり、日本の女子団体パリオリンピック出場権獲得に貢献しました。3月に行われた競泳競技の国際大会代表選手選考会においては、寺門弦輝選手が200mバタフライで優勝、眞野秀成選手が200m自由形で4位入賞、また、2024日本パラ水泳春季チャレンジレースにおいて荻原虎太郎選手が100m背泳ぎで優勝し、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会の代表に3名が選出されました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は45,379百万円（前期比4.1%増）、経常利益は2,181百万円（前期比61.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,160百万円（前期比46.2%増）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、1株につき18円とさせていただきます。中間配当は18円をすでにお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき36円となります。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,298百万円で、店舗の取得、改修工事及び備品の購入が主なものであります。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 51 期 (2021年3月期)	第 52 期 (2022年3月期)	第 53 期 (2023年3月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 ( 百 万 円 )	36,027	40,338	43,602	45,379
経 常 利 益 ( 百 万 円 )	752	2,595	1,346	2,181
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) ( 百 万 円 )	△2,363	1,540	793	1,160
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△211円03銭	137円52銭	70円86銭	103円62銭
総 資 産 ( 百 万 円 )	43,746	44,777	42,565	41,628
純 資 産 ( 百 万 円 )	22,144	23,540	23,901	24,823

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数にて算出しております。

(注) 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第52期の期首から適用しており、第52期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

## (3) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)明治スポーツプラザ	100百万円	100.00%	スポーツクラブ経営事業
Central Sports U.S.A.,Inc.	10,125(US\$)	100.00%	スポーツクラブ経営事業

### ② 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
セントラルトラスト(株)	10百万円	30.72%	投 資 事 業

#### (4) 対処すべき課題

今後も各種原材料費の高騰、人手不足や最低賃金の上昇による人件費の増加等について、経営への影響が大きいことが予想されます。

一方、経済活動の正常化に伴い、基幹事業であるスクール事業やフィットネス事業等のスポーツクラブ経営事業の収益力向上が見込まれるとともに、各種イベント、ツーリズム事業、オンラインサービス等の更なる拡充や、地域・教育分野との連携事業への広がりも期待され、新たな価値創造による収益確保の可能性が高まっています。

このような中、経営理念『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』に基づいた新たな分野での事業創出と社会課題解決につながるサービスの提供に努め、社会に必要とされるウェルネスカンパニーとなるための基盤を構築することが重要と考えております。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、スポーツクラブ経営を主たる事業として行っております。

#### (6) 主要な営業所および店舗 (2024年3月31日現在)

##### ① 当社

本社 東京都中央区新川一丁目21番2号

営業店舗

・直営店舗

東 日 本 エ リ ア	茨城県	日立店	
	栃木県	S宇都宮店、南宇都宮店、佐野店、F宇都宮店	
東 日 本 エ リ ア	群馬県	24前橋店、高崎店	
	埼玉県	24越谷店、川越店、岩槻店、24新三郷店、志木店、大宮宮原店、24桶川北本店、川口前川店、24小手指店、24越谷レイクタウン店、東大宮店、24蕨店、24東松山店、さいたま中央店、24新河岸店、24久喜店	
	千葉県	谷津店、24流山店、南行徳店、24館山店、市川店、F千葉店、新浦安店、稲毛海岸店、八千代台店、千葉みなと店、24柏店、長沼店、おおたかの森店、我孫子店、24本八幡店、24蘇我店、G新浦安店、24茂原店、24袖ヶ浦店、24実籾店、24P新浦安店	
	東京都	24清瀬店、西東京店、成瀬店、亀有店、府中店、24目黒店、24福生店、24下北沢店、青砥店、八王子店、西台店、24用賀店、城山店、保谷店、24自由が丘店、天王洲店、24南青山店、竹の塚店、24南千住店、24東十条店、24ときわ台店、大森店、成城店、24西新井店、24上池袋店、24葛西店、飯田橋店、24京成小岩店、24神田店、24五反田店、24上北沢店、24亀有店、24平井店、24中延店、24三番町店、24中目黒店、24祐天寺店、東久留米店、24目白店、24八幡山店、24入谷店、24金町店、24永福町店	
	神奈川県	24藤沢店、戸塚店、本郷台店、S東戸塚店、24二俣川店、湘南ライフタウン店、湘南平塚店、24武蔵小杉店、F東戸塚駅前店、24市ヶ尾店、24溝ノ口店、新川崎店、24緑園都市店、24能見台店、トレッサ店、24長津田みなみ台店、慶應日吉店、伊勢原駅前店、24妙蓮寺店、センター南店、24武蔵新城店、24菊名店、24平塚店、24星川店 (111店舗)	
	西 日 本 エ リ ア	新潟県	N E X T 2 1 店
		石川県	24野々市店、金沢店
		長野県	24松本店
		岐阜県	岐阜店
		愛知県	24藤が丘店、24一社店、大曽根店、清洲店、小牧店、24本山店、24桜通葵店
京都府		太秦店	
大阪府		都島店、24平野店、24住ノ江店、新大阪駅前店、りんくう店、蒲生店、24泉大津店、24豊中駅前店、24高槻市駅前店	
兵庫県		芦屋店、24六甲道店、あまがさき店、J R 塚口店、24西代店	
和歌山県		24和歌山市駅前店	
広島県		アルパーク店、福山店	
福岡県		天神ソラリア店、24野間大池店、24警固店、24福岡アイランドシティ店	
熊本県		サクラマチ熊本店 (35店舗)	

北 日 本 エ リ ア	北海道	24恵み野店、24札幌店、琴似店、24東苗穂店
	青森県	24八戸店、弘前店
	岩手県	24盛岡店
	宮城県	24仙台泉中央店、24仙台店、北仙台店、24仙台南小泉店、24名取南仙台店
	秋田県	24秋田広面店、横手店、24秋田土崎店
	山形県	東根店
福島県	24福島店	(17店舗)

上記店舗163店舗の他、SPA、介護予防、ヨガ等の店舗9店舗を運営しており、あわせて全国に直営店舗172店舗を運営しております。

・業務受託店舗

名 称	所 在 地
トーアセントラルフィットネスクラブ阿佐谷	東京都
ラヴィセントラルフィットネスクラブ蒲田	東京都
曾谷セントラルスイムクラブ	千葉県
セントラルスポーツクラブ津田沼	千葉県

上記店舗を含め、全国に業務受託店舗47店舗を運営しております。

② 子会社

Central Sports U.S.A.,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

Meridian Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

・直営店舗（海外ゴルフ場）1店舗を運営しております。

ケージーセントラルスポーツ株式会社

本社 札幌市中央区

・直営店舗1店舗を運営しております。

Wellbridge Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

株式会社明治スポーツプラザ

本社 川崎市幸区

・直営店舗7店舗を運営しております。

・業務受託店舗13店舗を運営しております。

- (注) 1. 当社は、ケージーセントラルスポーツ株式会社を2024年4月1日付で吸収合併しております。  
2. 株式会社明治スポーツプラザは、2024年4月1日付で株式会社セントラルスポーツプラザに商号変更しております。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
963 (2,645) 名	55名減 (17名減)

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者 (6名) を除きます。  
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に外数で記載しております。  
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
875 (2,315) 名	50名減 (18名減)	42.6歳	17.9年

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者 (48名) を除き、社外から当社への出向者 (8名) を含みます。  
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に外数で記載しております。  
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	253百万円
株式会社三菱UFJ銀行	443
株式会社みずほ銀行	440
株式会社三井住友銀行	437
三井住友信託銀行株式会社	420

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年2月7日開催の取締役会において、2024年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、ケージーセントラルスポーツ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年2月13日付で合併契約を締結いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 42,164,000株
- ② 発行済株式の総数 11,466,300株
- ③ 株主数 19,592名
- ④ 大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
セントラルトラスト株式会社	3,439,711株	30.71%
後藤 忠 治	598,795	5.34
後藤 聖 治	573,100	5.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	565,200	5.04
セントラルスポーツ社員持株会	405,614	3.62
株式会社りそな銀行	195,000	1.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	92,900	0.82
S M B C 日興証券株式会社	70,100	0.62
SSBTC CLIENT OMNIBUS A C C O U N T	62,979	0.56
村 井 良 孝	61,750	0.55

(注) 持株比率は、自己株式 (265,681株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2024年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	後 藤 忠 治	セントラルトラスト株式会社代表取締役社長
代表取締役社長 執行役員	後 藤 聖 治	セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.取締役 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長
取締役 執行役員	松 田 友 治	健康サポート部・アドベンチャーツーリズム事業部担当
取締役 執行役員	木 本 匡	営業部・営業企画部・アカデミー部担当
取締役 執行役員	鶴 田 一 彦	新規事業開発部長・店舗開発部長 浜松ブルーウェーブ株式会社代表取締役 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	河 本 勝	
取締役 (監査等委員)	岩 崎 厚 宏	有限会社岩崎経営研究所代表取締役 (税理士) 株式会社マミーマート監査役
取締役 (監査等委員)	原 田 睦 巳	順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 教授 順天堂大学スポーツ健康科学部 教授

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏氏、原田睦巳氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員・常勤) 河本勝氏および取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏氏は、次のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・河本勝氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し経理・財務業務に携わってきた経験があります。
  - ・岩崎厚宏氏は、税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、河本勝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 原田睦巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	160 (-)	111 (-)	48 (-)	- (-)	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	17 (3)	14 (3)	2 (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	177 (3)	125 (3)	51 (-)	- (-)	8 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 業績連動報酬等は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額が含まれております。  
 3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4億円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。  
 4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名 (うち社外取締役3名) です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の方針ならびに手続きを踏まえて決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う監査等委員である社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- ・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針  
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。
- ・業績連動報酬等の内容および額の算出方法の決定に関する方針  
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の経常利益より算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
取締役会は、代表取締役後藤聖治に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、および社外取締役を除く各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。  
取締役会では、各取締役の職務の執行状況を定期的にモニタリングし、社外取締役から定期的に意見を聴取することや、業績の動向について定期的に審議を行うことで、報酬等の妥当性を確認しております。  
また、監査等委員である取締役個々の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議により、役位、職責、在任年数に応じて、業績等も考慮し、総合的に勘案して決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）岩崎厚宏氏は、有限会社岩崎経営研究所の代表取締役および株式会社マミーマートの監査役でもあります。当社は、有限会社岩崎経営研究所と税理士顧問委嘱契約を締結しております。株式会社マミーマートと当社との間には特別な利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）原田睦巳氏は、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科の教授および順天堂大学スポーツ健康科学部の教授であります。同大学大学院および同大学と当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に、また、監査等委員会13回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行う等、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。
取締役 (監査等委員) 原田睦巳	当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に、また、監査等委員会13回のうち12回に出席し、大学および大学院教授としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行う等、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人日本橋事務所  
 ② 報酬等の額

	監査法人日本橋事務所
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2024年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき18円とさせていただきます。これにより2023年9月30日を基準日として実施いたしました中間配当金1株につき18円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき36円となります。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,473</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,163</b>
現金及び預金	7,395	買掛金	89
売掛金	1,801	1年内返済予定の長期借入金	1,782
商品	260	リース債務	403
貯蔵品	54	未払金	2,575
その他	963	未払法人税等	445
貸倒引当金	△1	契約負債	2,800
		賞与引当金	531
		役員賞与引当金	40
		その他	1,493
<b>固 定 資 産</b>	<b>31,155</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,641</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,521</b>	長期借入金	243
建物及び構築物	33,385	リース債務	4,104
工具、器具及び備品	6,093	退職給付に係る負債	124
土地	8,413	資産除去債務	1,580
リース資産	6,220	その他	588
その他	84	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,804</b>
減価償却累計額	△34,676	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>428</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,565</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>11,205</b>	資本金	2,261
投資有価証券	200	資本剰余金	2,273
敷金及び保証金	10,185	利益剰余金	20,654
繰延税金資産	237	自己株式	△623
その他	629	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>257</b>
貸倒引当金	△47	その他有価証券評価差額金	48
		為替換算調整勘定	209
		<b>非支配株主持分</b>	<b>-</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>41,628</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>24,823</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>41,628</b>

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,379
売上原価	39,439
売上総利益	5,940
販売費及び一般管理費	3,286
営業利益	2,653
営業外収益	93
受取利息	30
保険配当	18
その他	44
営業外費用	566
支払利息	539
その他	26
経常利益	2,181
特別利益	10
固定資産受贈益	10
特別損失	317
減損損失	184
店舗閉鎖損失	29
投資有価証券評価損	103
税金等調整前当期純利益	1,874
法人税、住民税及び事業税	463
法人税等調整額	250
当期純利益	1,160
非支配株主に帰属する当期純損失	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,160

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

( 2023年 4 月 1 日から  
2024年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261	2,273	19,807	△623	23,718
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△313		△313
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,160		1,160
連結子会社株式の取得による 持 分 の 増 減		0			0
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	846	△0	847
当 期 末 残 高	2,261	2,273	20,654	△623	24,565

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	37	137	175	7	23,901
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△313
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,160
連結子会社株式の取得による 持 分 の 増 減					0
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	10	72	82	△7	74
連結会計年度中の変動額合計	10	72	82	△7	921
当 期 末 残 高	48	209	257	-	24,823

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,844</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,989</b>
現金及び預金	5,376	買掛金	73
売掛金	1,275	1年内返済予定の長期借入金	2,782
商貯蔵品	237	リース債務	372
前払費用	52	未払金	2,298
その他の金	768	未払費用	823
貸倒引当金	136	未払法人税等	370
	△2	未払消費税等	331
<b>固 定 資 産</b>	<b>30,643</b>	契約負債	2,214
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>17,990</b>	預り金	172
建物	6,999	賞与引当金	508
構築物	117	役員賞与引当金	40
車両運搬具	3	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,072</b>
工具、器具及び備品	345	長期借入金	243
土地	7,819	リース債務	4,097
リース資産	2,703	長期未払金	157
建設仮勘定	2	長期預り保証金	233
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>405</b>	資産除去債務	1,339
借地権	53	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,062</b>
ソフトウェア	302	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	5	<b>株 主 資 本</b>	<b>22,377</b>
その他の	43	資本金	2,261
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>12,247</b>	資本剰余金	2,273
投資有価証券	103	資本準備金	2,273
関係会社株式	1,507	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>18,467</b>
長期貸付金	282	利益準備金	70
長期前払費用	45	その他利益剰余金	
繰延税金資産	192	圧縮記帳積立金	462
敷金及び保証金	9,864	別途積立金	15,000
会員権	126	繰越利益剰余金	2,934
保険積立金	172	<b>自 己 株 式</b>	<b>△623</b>
その他の	0	評価・換算差額等	48
貸倒引当金	△47	その他有価証券評価差額金	48
<b>資 産 合 計</b>	<b>38,488</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>22,425</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>38,488</b>

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,282
売上原価	34,930
売上総利益	5,352
販売費及び一般管理費	2,958
営業利益	2,393
営業外収益	66
保険配当金	18
受取保険金	9
その他	39
営業外費用	568
支払利息	542
その他	26
経常利益	1,892
特別利益	10
固定資産受贈益	10
特別損失	73
減損損失	43
店舗閉鎖損失	29
税引前当期純利益	1,829
法人税、住民税及び事業税	371
法人税等調整額	283
当期純利益	1,173

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
				圧縮記帳積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	2,074	17,607	△623	21,518
事業年度中の変動額									
圧縮記帳積立金の積立							-		-
圧縮記帳積立金の取崩				△0		0	-		-
別途積立金の積立							-		-
剰余金の配当						△313	△313		△313
当期純利益						1,173	1,173		1,173
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△0	-	859	859	△0	859
当 期 末 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	2,934	18,467	△623	22,377

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	37	37	21,555
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の積立			-
圧縮記帳積立金の取崩			-
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△313
当期純利益			1,173
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	10	10	10
事業年度中の変動額合計	10	10	869
当 期 末 残 高	48	48	22,425

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

セントラルスポーツ株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 千 保 有 之  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 渡 邊 均  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 岡 智 浩  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

セントラルスポーツ株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	千保	有之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊	均
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉岡	智浩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの、セントラルスポーツ株式会社（以下、当社という）の第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当社の当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

セントラルスポーツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 河本 勝 ⑩

監査等委員 岩崎 厚宏 ⑩

監査等委員 原田 睦巳 ⑩

(注) 監査等委員岩崎厚宏および原田睦巳は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 第54回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋室町四丁目1番6号

CIVI研修センター日本橋 5階会議室

交通 JR総武線快速 新日本橋駅 出口② 徒歩2分

東京メトロ銀座線、半蔵門線 三越前駅 A8出口 徒歩6分

JR 神田駅 南口（日本橋方面口） 徒歩3分



ご来場いただけない場合は、スマートフォン、インターネットまたは郵送による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

株主総会のお土産は、特段ご用意させていただいておりません。